



福集協発第0131号
平成26年11月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
福岡県集団検診協議会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成27・28年度各種検診実施医療機関の登録募集について

平成27・28年度各種検診実施医療機関の登録について、同封の登録申請基準に基づき申請を募集いたします。

現在の登録医療機関（別紙一覧表参照）に対しては、平成25・26年度の登録状況及びアンケート回答を印字した申請書・アンケート等関係書類を本会より平成26年12月2日に発送を予定しております。

つきましては、本件について会員各位にご周知いただき、貴会にて申請医療機関名簿並びに申請書類等をお取りまとめの上、平成27年1月13日（火）必着で本会地域医療課宛お送り下さいますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 新規に登録を希望される医療機関につきましては、貴会より同封の登録申請書等を送付いただきますようお願い申し上げます。

※登録申請書を送付される場合は、必ず別紙の現登録医療機関一覧表をご確認のうえ送付願います。（現登録医療機関には送付しないようお願いいたします。）

- 2) アンケートの記入に不備がある場合等は返却となりますので、必ず地元医師会でチェックの上、ご提出下さいますようお願い申し上げます。

記

【平成27・28年度各種検診実施医療機関登録申請の留意事項】

1. 登録申請基準の主な変更点

1) 全般的事項

- ①画像データ・フィルムの貸出を求めたときにはこれに応じること（提出にかかる経費は登録機関が負担する）（各項目に下線部を追加）

2) 乳がん検診（視触診のみ）実施医療機関の基準

乳がん検診（視触診のみ）実施医療機関の役割に下記を追加。

- ②乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）撮影可能な医療機関と必ず連携し、視触診のみ受診者に対しては、マンモグラフィによる検診を勧奨すること。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

新規で登録を希望される方は、申請書等が当医師会事務局にございますので、取りにお出で頂きますようお願いいたします。

③視触診のみの受診者数および当該患者のうちマンモグラフィ検診受診者数を毎年報告すること。

※対象医療機関には、報告時期に本会より改めて報告依頼を行います。

3) 乳がん検診精密検査実施医療機関の基準

①乳がんの診断に習熟した担当医師（日本乳癌学会の認定医あるいは専門医・指導医）が原則常勤していること。（下線部を追加）

4) 肝臓がん検診再精密検査実施医療機関の基準

①肝臓がんの診療に関する十分な設備と実績を有すること。

※十分な設備とは、腹部超音波検査に加えて、造影剤を用いた腹部CT検査、MRIなどの検査を行い得ること。なお、MRIの場合にはEOBを用いた造影検査を行い得ること。（下線部を追加）

2. 登録募集項目

平成27・28年度各種検診実施医療機関の登録申請基準を参照下さい。

3. 申請方法

1) 同封の平成25・26年度の登録状況及びアンケート回答を印字した登録申請書並びにアンケート調査票を、色ペン（赤ボールペン等）で追加・修正いただき、押印（申請書及びアンケートの㊟の箇所のみで、修正箇所に訂正印を押印いただく必要はありません。）の上、平成25年度・26年度講習会受講証（写し）等資料並びに審査・登録料を添えて、所属の郡市医師会へ平成26年12月26日（金）までにご提出下さい。

2) アンケートについて、新設項目は、前回の記録がないため空欄となっておりますが、申請の際には申請項目全て記載ください。

3) 登録申請書の平成25・26年度講習会の受講欄の受講確認済に○がついている箇所の受講証の添付は必要ありません。（受講に○がついている箇所は、本会で受講確認しております。）

4) 乳がん検診【マンモグラフィ撮影のみ】及び【視触診・マンモグラフィ併用】、【精密検査】の申請の場合は、マンモグラフィ技術講習会の受講証（写し）や雇用契約書等添付いただく資料がありますので、申請基準・アンケートにてご確認ください。

4. 申請締切

会員から郡市医師会へ：平成26年12月26日（金）

郡市医師会から県医師会へ：平成27年1月13日（火）

5. 登録・審査料

登録申請基準並びに登録申請書を参照下さい。

6. 登録期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

7. 申請医療機関の審査・登録

医療機関の登録については、各種検診部会委員会において申請内容を基に厳密な審査を行います。アンケートの内容等に不備がある場合は、直接照会することがありますのでご了承下さい。

8. 登録医療機関名簿の作成・公表

各種検診実施登録医療機関名簿を作成し、本会ホームページにて公表いたします。公表を希望されない場合は、事前に本会までご連絡ください。

9. 登録通知書

登録通知書は、本会より各登録医療機関へ直接通知いたします。

10. その他留意事項

- ①登録申請書の平成25・26年度講習会の受講欄の受講確認済に○がついていない講習会につきましては、県又はブロック主催の講習会の受講証（写し）を必ず添付して下さい。
- ②新規に申請される検診項目につきましては、受講証（写し）は必要ありません。
- ③年度の途中などの随時の登録は行っておりません。（2年に1回の登録のみ）
- ④アンケートの内容は、申請される検診項目については、全てご回答下さい。回答が無い場合は、登録を保留とする場合もありますのでご注意ください。
- ⑤申請書の担当医名について、既に印字している担当医から変更がない場合は、担当医の自署並びに担当課名を記載いただく必要はありません。
- ⑥平成25・26年度に登録していた検診項目を取消す場合は、二重線で削除してください。申請する検診項目が無い場合は、申請書を提出する必要はありません。
- ⑦肺がん検診再精密検査及び肝臓がん検診再精密検査につきましては、精密検査の登録申請が必要です。再精密検査のみの申請は出来ませんのでご注意願います。
- ⑧乳がん検診の「マンモグラフィ撮影のみ」、「視触診・マンモグラフィ撮影併用」、並びに「精密検査」の「国の求める仕様基準を満たした乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）の機器」につきましては、添付の別紙一覧を参照下さい。
- ⑨乳がん検診で「マンモグラフィ撮影のみ」、「視触診・マンモグラフィ撮影併用」、「精密検査」を申請される場合で、平成25・26年度登録時の画像評価で「C」又は「D」判定であった医療機関および今回新たに申請する医療機関については事前（平成27年1月まで）に画像評価を受けていただくこととなります。今回新たに申請する医療機関は、画像評価のための書類をお送りいたしますので本会事務局（092-431-4564）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

⑩乳がん検診で〔マンモグラフィ撮影のみ〕または〔視触診・マンモグラフィ撮影併用〕の申請医療機関が、〔精密検査〕も申請される場合の登録・審査料は、全て併せて3,000円となります。

⑪登録・審査料は、登録保留となった場合も返金いたしませんのでご了承下さい。

福岡県集団検診協議会 各種検診精密検査実施医療機関の登録について

各種検診精密検査実施医療機関の登録とは…

精密検査実施医療機関の精度管理・技術向上を目的とし、2年に1度登録を行っています。

「精密検査実施医療機関」として登録されると…

登録名簿に掲載され、本会ホームページに掲載するとともに、各市町村・保健所・一次検診機関等へ情報提供いたします。一次検診で要精密となった方々が登録名簿をもとに精密検査機関を受診します。

別紙登録基準をご熟読の上、ご登録申請いただきますようお願いいたします。

◆ 申請から登録までの流れ ◆

申 請

・12月～1月頃

・各種検診(胃がん・大腸がん・子宮がん・肺がん・乳がん・肝臓がん・前立腺がん・骨粗しょう症)に定められた申請基準を満たしているか確認後、申請書・アンケートを記入し、郡市医師会を通じて、本会へ提出。 ※登録・審査料も郡市医師会経由

審 査

・2月頃

・各検診部会にて審査。

登 録

・4月頃

・審査結果通知書、登録証を送付。

平成27・28年度各種検診実施医療機関の登録申請に関する留意事項

1. 登録申請に必要な書類は下記のとおりです。地元都市医師会を通じてご提出下さい。
 - ① 登録申請書
 - ② 登録・審査料
 - ③ アンケート調査
 - ④ 各講習会受講証のコピー
2. 登録申請の基準・役割等を必ずご確認のうえ、申請して下さい。
3. 担当医名(担当科名)欄は、楷書にて自署願います。
※更新の場合、担当医の変更がなければ、担当医の自署、担当科名の記載は必要ありません。
※担当医が3名以上の場合は、別の用紙(形式は問いません)に項目に分けて各々自署されたものを添付願います。
4. アンケートは、登録を希望される項目について、「記入例」をご参考のうえ、記入漏れがないようにご注意下さい。ご回答のないあるいは記入漏れ等がある場合には登録を保留いたしますのでご了承下さい。
5. 講習会の受講証のコピーは平成25・26年度(年度:4月～3月)分を添付して下さい。
6. 新規開業の場合は、講習会の受講がない場合でも申請出来ます。
7. 乳がん検診〔マンモグラフィ撮影のみ〕及び〔視触診・マンモグラフィ併用〕の申請については、NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構認定のマンモグラフィ技術講習の受講証のコピーを必ず添付して下さい。
8. 新規開業した施設については、アンケート調査項目の問いは、開業場所での実績をご記入願います。実績が0の場合は、前勤務先の実績並びに前勤務先をご記入下さい。
9. 登録・審査料は、地元都市医師会を通じてお支払い下さい。
なお、登録を保留された場合も返金致しませんのでご了承下さい。
10. 登録申請書・アンケート調査は3枚目を医療機関控としてお取りいただき、1枚目(県医師会提出用)・2枚目(地元医師会控)を地元都市医師会へご提出願います。
※更新の場合は、自施設にてコピーを保存して下さい。
11. 各種検診部会委員会から登録申請の件で、直接照会することがありますので、ご承知おき願います。
12. 審査終了後、登録医療機関へは登録通知書を送付いたします。
13. 乳がん検診(マンモのみ)、(視触診・マンモ併用)及び乳がん検診精密検査実施医療機関の登録については、審査終了後、画像評価を実施します。

平成27・28年度各種検診実施医療機関の登録申請基準

1. 胃がん検診精密検査実施医療機関について

1) 胃がん検診精密検査実施医療機関の基準

原則として電子内視鏡検査の機器を有し、検査に習熟していること。

2) 胃がん検診精密検査実施医療機関の役割

- ① 要精検者の検査結果及び資料（画像）を所定の検診票に記入の上、必ず提出すること。（依頼した内視鏡検査結果を含む）
- ② 読影委員会が内視鏡検査結果の貸出を求めたときはこれに応じること。
- ③ 手術を行った者については、その結果を報告すること。
- ④ 画像データ・フィルムの貸出を求めたときにはこれに応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）
- ⑤ 福岡県並びに各ブロック主催の講習会には必ず出席すること。講習会に、毎年度（年度：4月～翌年3月）1回以上の出席が無い場合は登録を保留する。

3) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

4) 登録・審査料 10,000円

2. 子宮がん検診精密検査実施医療機関について

1) 子宮がん検診精密検査実施医療機関の基準

- ① コルポスコピーの設備があり、十分な子宮がん精密検査に対する経験年数があること。
 - ② 講習会（実技講習）に必ず出席すること。
 - ③ 必要資料（検査結果報告書等）の求めがあればこれに応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）
- （注）子宮がん検診部会で精密検査実施医療機関としての妥当性に疑義のある場合、または毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合には登録を保留する。

2) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

3) 登録・審査料 3,000円

3. 肺がん検診精密検査実施医療機関・再精密検査実施医療機関について

(1) 肺がん検診精密検査実施医療機関

1) 肺がん検診精密検査実施医療機関の基準

- ① 胸部写真の撮影並びにCTの撮影が出来ること。
- ② 肺がん読影に習熟していること。
- ③ CTの撮影が出来ない場合には撮影を依頼出来る医療機関と連携していること。

2) 肺がん検診精密検査実施医療機関の役割

- ① 精密検査結果通知書の報告をすること。
- ② 画像データ・フィルムの貸出を求めたときにはこれに応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）
- ③ 講習会には必ず出席すること。毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合は登録を保留する。

3) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

4) 登録・審査料 3,000円

(2) 肺がん検診再精密検査実施医療機関

1) 肺がん検診再精密検査実施医療機関の基準

- ① 肺がん検診精密検査実施医療機関からの紹介で気管支鏡検査等高度な診断治療を行う機関であること。
- ② 精密検査結果通知書の報告をすること。
- ③ 画像データ・フィルムの貸出を求めたときにはこれに応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）

2) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

3) 登録・審査料 無料

4) その他

- ① 肺がん検診再精密検査実施医療機関は、精密検査実施機関の中から選出する。
- ② 肺がん検診部会で再精密検査実施医療機関としての妥当性に疑義のある場合には委嘱を保留することがある。

4. 乳がん検診実施医療機関・精密検査実施医療機関について

(1) 乳がん検診（視触診のみ）実施医療機関

1) 乳がん検診（視触診のみ）実施医療機関の役割

- ① 乳房の検診に習熟した医師により実施し、登録医療機関は、必ず講習会に出席すること。
毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合は登録を保留することがある。
- ② 乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）撮影可能な医療機関と必ず連携し、視触診のみ受診者に対しては、マンモグラフィによる検診を勧奨すること。
- ③ 視触診のみの受診者数および当該患者のうちマンモグラフィ検診受診者数を毎年報告すること。
※報告年度は4月～翌年3月
- ④ 検診結果報告書の報告をすること。

2) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

3) 登録・審査料 無料

(2) 乳がん検診（乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）撮影のみ）実施医療機関

1) 乳がん検診（乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）撮影のみ）実施医療機関の役割

- ① 国の求める仕様基準を満たしたマンモグラフィの機器を備えていること。（別紙参照）
- ② NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構（以後、「NPO法人精中機構」とする。）が認定するマンモグラフィ技術講習を受講した医師又は技師が撮影すること。あるいは、その監督のもと撮影すること。
- ③ 講習会には、医師・技師共に出席すること。毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合は登録を保留する。
- ④ 検診結果報告書の報告をすること。
- ⑤ 乳房撮影の写真は福岡県集団検診協議会の要請があれば貸出に応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）
- ⑥ マンモグラフィの撮影写真が良くない場合は、登録を保留することがある。（NPO法人精中機構または福岡県医師会の施設画像評価を受けること）

2) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

3) 登録・審査料 3,000円

(3) 乳がん検診（視触診・乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）併用）実施医療機関

1) 乳がん検診（視触診・乳房X線撮影装置（マンモグラフィ）併用）実施医療機関の役割

- ① 視触診は乳房の検診に習熟した医師により実施すること。
- ② 国の求める仕様基準を満たしたマンモグラフィの機器を備えていること。（別紙参照）
- ③ NPO法人精中機構が認定するマンモグラフィ技術講習を受講した医師又は技師が撮影すること。あるいは、その監督のもと撮影すること。
- ④ 講習会には、医師・技師共に出席すること。毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合は登録を保留する。
- ⑤ 検診結果報告書の報告をすること。
- ⑥ 乳房撮影の写真は福岡県集団検診協議会の要請があれば貸出に応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）
- ⑦ マンモグラフィの撮影写真が良くない場合は、登録を保留することがある。（NPO法人精中機構または福岡県医師会の施設画像評価を受けること）

2) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

3) 登録・審査料 3,000円

(4) 乳がん検診精密検査実施医療機関

1) 乳がん検診精密検査実施医療機関の基準

- ① 乳がんの診断に習熟した担当医師（日本乳癌学会の認定医あるいは専門医・指導医）が原則常勤していること。
- ② NPO法人精中機構の認定を受けた医師・放射線技師が原則常勤していること。

- ③ 国の求める仕様基準を満たしたマンモグラフィ（別紙参照）と乳腺検診可能な超音波装置療法の機器を備えていること。
- ④ 乳がんの治療（組織検査、根治手術・放射線療法・化学療法を含めた集学的治療、術後のフォローアップまで）を完遂し得る態勢が備わっていること。ただし、組織検査、根治手術、放射線療法等については他の乳がん検診精密検査実施医療機関との連携によってそれを行う態勢が確立されていれば可とする。
- ⑤ 精密検査実施医療機関に対する講習会に、毎年度（年度：4月～翌年3月）1回以上の出席が無い場合は登録を保留する。
- ⑥ マンモグラフィの撮影写真が良くない場合は、登録を保留することがある。（NPO法人精中機構または福岡県医師会の施設画像評価を受けていること）

※留意事項

- ① 外科・婦人科のみならずその他の診療科を併有する施設については、担当科（担当医）の委嘱に当たり各単科ではなく病院長宛に推薦依頼をするので、病院長には適切な担当科（担当医）のご推薦をお願いしたい。
 - ② 乳房撮影、超音波の写真は福岡県医師会の要請があれば貸出に応じること。（費用が発生する場合は登録機関が負担する）
 - ③ 精密検査結果報告書（検診実施医療機関用、市町村用）を検診実施医療機関へ報告すること。
 - ④ その他、乳がん検診部会において精検機関として妥当性に疑義があることが認められた場合には委嘱を保留することがある。
 - ⑤ 登録医療機関講習会の受講証、あるいは日本乳癌学会、日本乳癌検診学会、日本乳癌学会九州地方会、日本臨床外科学会、九州内分秘外科学会のいずれかの学会の参加登録証のコピーを添付すること。
- 2) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）
- 3) 登録・審査料 3,000円（マンモグラフィ撮影のみ又は視触診・マンモグラフィ撮影併用の申請機関は不要）

5. 大腸がん検診精密検査実施医療機関について

1) 大腸がん検診精密検査実施医療機関の基準

全大腸内視鏡を保有し、大腸内視鏡検査に熟練した医師が常勤していること。また、注腸X線検査（二重造影法）が行えることが望ましい。

2) 大腸がん検診精密検査実施医療機関の条件

- ① 精密検査の方法は、全大腸内視鏡検査を第一選択肢とし、それが困難な場合は、S状結腸内視鏡検査+注腸X線検査を実施すること。
 - ② 精密検査結果通知書は必ず報告をすること。
 - ③ 画像データ・フィルムの貸出を求めたときにはこれに応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）
 - ④ 講習会には必ず出席すること。毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合は登録を保留する。
 - ⑤ 精密検査として、再度、便潜血検査を実施し、その結果のみで大腸がんの有無を判定することはできない。
 - ⑥ 手術又はポリペクトミーを施行された場合には必ず報告すること。
 - ⑦ （留意事項）注腸X線検査単独による精密検査は勧められない。
- 3) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）
- 4) 登録・審査料 3,000円

6. 肝臓がん検診精密検査実施医療機関・再精密検査実施医療機関について

(1) 肝臓がん検診精密検査実施医療機関

1) 肝臓がん検診精密検査実施医療機関の基準

- ① 肝臓病ことにウイルス肝炎及び肝臓がんのハイリスクグループの診療に熟知し、かつ超音波検査設備を有し、日常的にその手技に習熟し、相当度の経験と実績を有すること。
- ② 講習会には必ず出席すること。毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合は登録を保留する。

2) 肝臓がん検診精密検査実施医療機関の役割

- ① 検査結果は本人に通知し、また検査依頼者及び肝臓がん検診部会に報告すること。

- 3) 登録期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）
- 4) 登録・審査料 3,000円

(2) 肝臓がん検診再精密検査実施医療機関

1) 肝臓がん検診再精密検査実施医療機関の基準

- ① 肝臓がんの診療に関する十分な設備と実績を有すること。

※十分な設備とは、腹部超音波検査に加えて、造影剤を用いた腹部CT検査、MRIなどの検査を行い得ること。なお、MRIの場合にはEOBを用いた造影検査を行い得ること。

2) 肝臓がん検診再精密検査実施医療機関の役割

- ① 肝臓がん検診の結果、精密検査が必要とされたものについて最終診断を行う。また、治療が必要なものについては、その治療を担当するか、あるいは適切な医療機関にすみやかに治療を依頼すること。
- ② 検診および治療の結果については、検診実施医療機関（一次）、肝臓がん検診部会に報告すること。
- ③ ウイルス肝炎の診療・治療に熟知していること。

3) 登 録 期 間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

4) 登録・審査料 無 料

5) そ の 他

- ① 肝臓がん検診再精密検査実施医療機関は、精密検査実施機関の中から選ぶ。
- ② 肝臓がん検診部会で再精密検査実施医療機関としての妥当性に疑義のある場合には委嘱を保留することがある。

7. 骨粗しょう症検診精密検査実施医療機関について

1) 骨粗しょう症検診精密検査実施医療機関の基準

- ① 腰椎X線の撮影装置を有し、検査に習熟していること。
- ② 腰椎X線の読影に十分な経験があり、鑑別診断に習熟していること。
- ③ 骨密度測定装置*については、原則として備えていることが望ましい。

(*症例によっては骨塩量値を参考としてもよいが、腰椎X線（2方向）による鑑別診断は必須の条件である）

2) 骨粗しょう症検診精密検査実施医療機関の役割

- ① 精密検査結果を所定の報告書に記入の上、提出すること。また、検査依頼者及び骨粗しょう症検診部会に報告すること。
- ② 画像データ・フィルム貸出の求めがあれば、これに応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）
- ③ 講習会には必ず出席すること。毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合は登録を保留する。

3) 登 録 期 間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

4) 登録・審査料 3,000円

5) そ の 他

- ① 骨粗しょう症検診部会で精密検査実施医療機関としての妥当性に疑義のある場合には委嘱を保留することがある。

8. 前立腺がん検診精密検査実施医療機関について

1) 前立腺がん検診精密検査実施医療機関の基準

- ① 前立腺の超音波装置を有し、検査に習熟していること。
- ② 前立腺の針生検に習熟した医師が常勤し針生検を実施していること。
- ③ 要精密検査者の結果について、資料の求めがあれば、これに応じること。（提出にかかる経費は登録機関が負担する）
- ④ 講習会には必ず出席すること。毎年度（年度：4月～翌年3月）の講習会を欠席の場合は登録を保留する。

2) 登 録 期 間 平成27年4月1日～平成29年3月31日（2年間）

3) 登録・審査料 3,000円

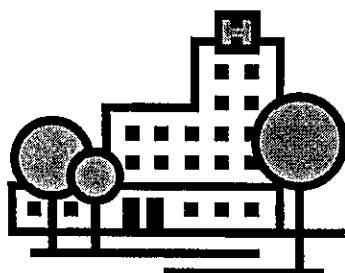
（※ 登録・審査料は登録を保留された場合にも返金いたしませんのでご了承下さい。）

平成 26 年 12 月

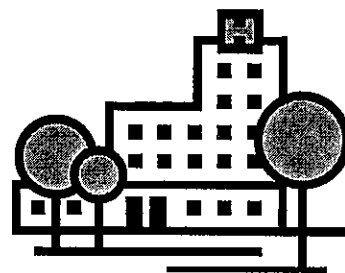
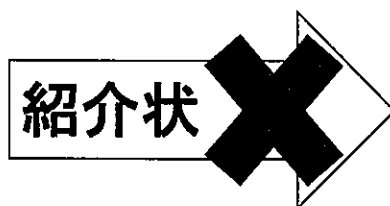
公益社団法人 福岡県医師会
福岡県集団検診協議会

福岡県集団検診協議会からのお願い①

①一次検診機関への紹介状
の求めについて



一次検診
医療機関



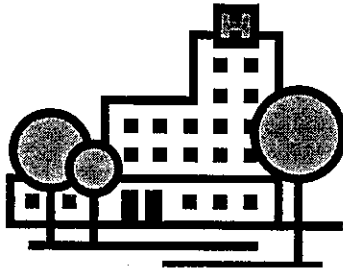
精密
医療機関

福岡県集団検診協議会からのお願い①

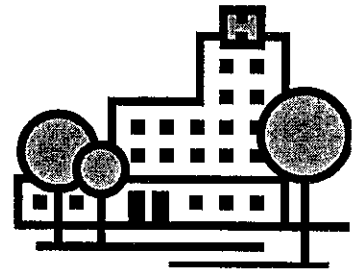
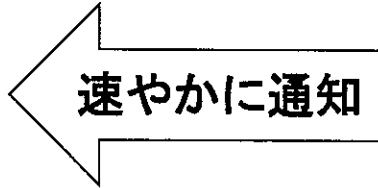
紹介状なしでも、一次検診機関の結果票
に基づき精密検査の実施をお願いいたし
ます。

福岡県集団検診協議会からのお願い②

②精密検査の結果について



一次検診
医療機関



精密
医療機関

福岡県集団検診協議会からのお願い②

検査結果は速やかに一次検診機関へ通知し、一次検診機関からの問い合わせに対しては、必ずご返答ください。